

戦後教育資料

6-6
485

VI
459



大学管理法案要綱草案に対する意見概要
(第一集)

天野 253

VI-459

能 括 的 意 見

試案條項 意 見 概 要 理 由 提 出 者

1. この要綱試案は所謂大学管理法を学校財政、定員法と分けて前に前者についてのみ規定して、後者が予算及び定員と分離した管理法は実効のないものであり無意味である。当然学校財政法、定員法を含めた大学法を考へるべきである。又、大学管理法に對しては一般に無関心であるのみならず、大學関係者さえも關聯が薄い状態に鑑み、立案の過程において公聴會（特に中央に偏ることなく各地方で行うこと）その他の方法によつて広く意見を聞くことが同時に一般の関心をたかめることが必要である。		東京工大助教 鶴岡信三
世界の平和と人口の増大が強調されてゐる現在、文化の民主的		京都大学 職員組合

P. 1

教育の充実はそれらの達成の基礎として不可欠の要件であり、その意味に於て大学の使命は極めて重大と言わなければならない。文化、教育の民主的発展は、勤労者大衆の生活を度外視してはあり得ないし、大学に於ける真理の探求、そしてその実践は文化の発展、教育の充實と切り離しては考えられぬ。このことは大学が勤労大衆から遊離しては、その存在意義がないことを意味する。大学をして勤労大衆から遊離せしめぬ爲には何よりも重要なことは大学自身を民主化するにほかならない。このことは大学が社会的機能面からのみでなく大学自身の研究能力の充實向上にも欠くべからざる要素であることは大学の歴史が吾々に明瞭に教へてゐる。かく、観望から吾々は貴試案に關して左の二点を要求する。 協賛的意見として、		
--	--	--

P. 2

又、學長が張作されたる如き。又、學長、部長の権限を擴大すべし。又、教授会の選出は評議會、教授会の選出は候補者より任命されたるは當然であるが、一度任命された學部長は、ある限り権限を大にし、評議會、教授会の要請事項を或る程度迄同事項、勸告事項とする。		この試案要綱は財政に関する規定と大學運営の一環を担う事務系統職員及び技術系統職員に対する規定が何一つないことは大に片手落ちと云うべきである。
		神戸大学 教職員組合

P 4

財政的措置を伴わない管理法案に於いて欠陥を認める。大學財政法と大學管理法と一括審議されたい。		慶應義塾大学 南山大学 千葉大学 徳島大学 群馬大学 群馬大学 群馬大学
助手、特研生、大学院学生に關して更に十分なる措置を講ぜられたい。		広島大学 物理学研究所 物理学研究所 物理学研究所
第二十三以外は賛成		帯広大学 帯広大学 帯広大学
大體賛成		経済同友会 正田英一郎

P 3

第一章 総則の項に對する意見

議案條項	意見	概要	要理	提出者
第一(この法律の目的)	「國立大學」の次に「自治を確保し國立大學の行政に民意を反映せしめ大學の目的を達成するためそのしを入れる。」	我國の教育水準、特に大學教育の水準並に研究の水準が著しく低下しつゝある現狀は單に大學関係者のみの努力で改善することは不可能である。眞に獨立國たるにふさわしい教育、研究の水準を維持しようとして希望する正し、民意の支持を得ること教育、研究の崩壊を防止すること如可能であるか、の意味においてこの法律の目的の中に大學の行政に民意を反映せしめんと云う言句を入れた内容もその英に留意して立案すべきである。		東京天竺教授 鶴岡信三 神戸大学文理 学部文系教 授会 神戸大学教職 員組合
	第二項として「研究の自由及び大學の自治を尊重し、國家その他あらゆる権力の不當な干渉を排除するよう民主的に運営されねばならない。」を入れる。	法律の名称を「國立大學管理法」とすること。		京都大学 職員組合 徳島大学 学芸学部

p 6

p 5

第二章 国立大学審議会の項に対する意見

試案條項	意見	理由	提出者
第二(設置)	大学の行政を實質的に夫々の教授会が行うのは大学の自治を確保することであり當然であるがその裏付けとなる予算及び定員如大学行政機関の意見と無関係に国会で決定されるのは大学の自治は單なる幻想に過ぎない。国会に對して強かに働きかけることのおそれ中央機関が必要であり全国民の公選による内閣直屬の委員会を設け且つ決議執行機関とするように規定すべきである。		東京工大助教授 鶴田信三
第三(委員)	「二十三人」の委員を「十五人」とする。(一)号六人、二号二人、三号削除、四号七人) 一号から三号まで全部四名にとし、別に取組の代表者四名を加える。第四号の委員について	委員が多すぎると、各人の責任感やうすらぎ勝ちになりやすいと思はれる。	東京外大助教授 大澤賢 沢田節純 京都大学 職員組合

P 7

は、國民選舉法は國民審査の方法とする。同一議員が過半数を占めることはできない。尚委員に對する選出母体のリコール制をとる。		神戸大学文理学部 初文科教授会
「二十三人」を「十五人」に改める。 一号四人、二号四人、三号全 国立大学教授、助教授及び専 任講師の中から地方別に互選 した者七人、四号所議院の議 員の中から互選した者十人		和歌山大学
各地の事情を審議会に反映せしめる観点から委員を任命された い。(地方別に分け互選する方 法)		京都学芸大学
委員数に現職者を今少し多く参 加すること。 選出方法は地域制を考慮するこ と。		東京工大助教授 鶴田信三
委員は全国公選とすべきである。		東京工大助教授 鶴田信三

P 8

委員の中、少くともその半数は公選によつて決める。

第三項に「以下、第一号国立大学々長互選の者について、」

(1) 「六人」を「四人」と改める。

(2) 「六人」を「五人」とする。

(3) 「六人」を「八人」とする。

(4) 「六人」を「九人」とする。

(5) 各地の事情を審議会に反映せしめる視察から、全国を北海道、東北、関東、中部、近畿、中国及び四国、九州の六地域に分ち各地域から一名づつ、六人を選出する。

(6) 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の八地域毎一人宛互選した者八人とする。

(7) 地理的分布を考慮すること

地方大学の意思反映と十分にするため

学長の互選が或る一地域に集中する恐れがある。

埼玉大学

神戸大学文学部

文科教授会

神戸大学教職員組合

東海四県国大

学長会議

徳島大学学長

学部

和歌山大学

岡山大学

京都大学法学部

(8) 本書に載せるのは可とする。大学の民主的管理運営の問題と大学自治の確立の問題との両者を、わが国社会の実情に即して調和させるため全委員の半数は国立大学長の互選したものとすること。

審議会は国立大学の重要事項を取扱う機関であるから、国立大学の学長の互選による委員の属する大学が地理的に偏らぬよう規定する以上、

第二号日本学術会議選出の者について、

(1) 「七人」を「五人」と改める。

(2) 「二人」とする。

(1) 地互制により選出することと考えられるが、地互制よりは大学種別を考慮した方がよい。

本条の外女子大学長

野田 明

委員会の権限上地方の人

は望まれない。

本条の外女子大学長

野田 明

日本学術会議委員は今の性質上、アノチハインバスターゲットとしての使命が大切であり、原案四人は大学行政に関係するウエイトが大

奈良女子大学

① 五人とする。
② 第三号全国大学教授連合推薦の者について
③ 削除する。

④ 全国国立大学教員の互選に
する者六人と改める。
⑤ 全国国立大学教授協会の推
薦した三人と修正する。

⑥ 全国を数地区に分け教授、
助教授の選挙した者？人と
改める。
⑦ 日本教員組合の推薦した
者三人と改める。
⑧ 特別大学教授を含めること。
⑨ 全国大学教授、助教授及
び専任講師の中から地方別
に互選した者七人と改める。
⑩ 一人を二人と改める。

⑪ 全国国立大学の教授、助教
授、専任講師の中から選出
したものと人数を増す、
高地域選出制と専門分野の

さすき。

① 大学教授の意思は同項第一
号及第四号の委員によつて
代表され得るによる。
② 同連合が全国大学教授のす
べてを包含してなく完全な
組織体になつていない。
③ 制度の上からいへば、実質の上
からいへば、その実体が不明確
である。
④ 性格が不明で、私的の団体
であり、これを加えるのた
らば、日教組等も加えられ
なければならない。
⑤ 三人を六人としたのには全国
大地区より一名づつ、を選出
し公平を期すると共に中央
集約的傾向をさけるため。
公私立大学教授が国立大学
の行政に關係する以上は、
国立大学の事情に疎いこと

が不適当である。
⑥ 全国大学の助手及其他の教
育機關の取組の意志をも代
表せしめることかである。

⑦ 三人では中央に居る教授の
み推薦される虞があり、又、
新制大学の教授代表も何ら
べく多数入れの意味からい
て全国大地区にわけて各地
代表一名ずつを推薦する
こととしたい。(教授連合が
有資格者として全員とす
るようになり、充たされること
を前提として。)

帯広畜産大学

帯広畜産大学

東京外国語大学

奈良女子大学

京都大学理学部

京都大学法学部
密着大学

東海四県国立
大学長会議

京都大学工学部

京都大学人文
科学研究所

京都大学文学
部文学部教授会

茨城大学

神戸大学
教職員組合

4. 地域を加味すること。 前項第一号の経験者の中から所議院の同意を得た者について、 (イ) 所議院の議員の中から互選した者十人と改める。 (ロ) 十人は多すぎると思う。 (ハ) 不要では無いが、その半数を見加えた。 (ニ) 四号の「十人」を「七人」とし、一号の「十人」を「九人」とする。 (ホ) 「十人」を「七人」とする。 (ヘ) 単に「教育に關し、学識経験ある者」より更に範圍を広くし、文化人の参予を得る如くすること。	(ウ) 大学教授連合はやめて、国立大学教授の互選とするか又は、大学基準協会から大学基準のエキスパートを入れた方がよい。 赤松、外女子大学長、野口明	神戸大学文学部 学部文科教授会 京都大学工学部 奈良女子大学 京都大学理学部 徳島大学 学芸学部 東京外国語大学長 沢田節子 経済同友会 正田英三郎
前項第一号の「前項第一号の互選は通信によること」が未了のものとしてあるのを「前項第一号の互選は地域毎に通信によること」が未了のものとしてし、その都度互選することとして、改める。 学長の互選の方法は、文部省令で定めることになつてゐるが、管理法制に際し、各文部省令案も確定し、旧制及び新制大学、総合及び単科大学並に文部省令の理科系大学等各種別の大の事情があるわけ、同審議会に及、映し得るよう文部省令を仕組み、おくことが所要と思う。 第三項を次の通り改正する。 前項第一号の互選は、通信によること加てざるものとし、委員たる学長又は教官が国立大学に於ける地位を失ひ、その他の同号の委員に欠員を生じたときは、その都度互選すること。 その他互選の細目については文部省令で定めること。	前項第一号の互選を地域別にし、前條上、	東京外国語大学長 沢田節子 宮崎大学

P 14

P 13

第三項を次の通り改正する。
前項第一号の五選は国立大学協会の定める方法によるものとし委員たる学長、以下除架通り。

国立大学は新制度によつて充足し来たり日加濤いので大学の性格が千差万別である。本規定によつて国立大学長が互選する場合この際国立大学協会によつて各大学の性格、沿革等を充分に考究して互選の方法を検討し、その方法によつて互選するは要加あり。

横濱国立大学

第四項を次の通り修正する。
第二項第二号の委員の推薦の方法は日本学術会議の定める方法によるものとし、その委員は各号の委員に欠員を生じたときは、その都度推薦を求めること。

宮崎大学

第四項を次の通り改める。
第二項第二号の委員の推薦の方法は日本学術会議の定める方法によるものとし、その委員に欠員を生じた時はその都度推薦を求めること。

鹿児島大学

第二項第三号を削除したるによる。

P 15

第四項中「及び第三号の委員の推薦」を「第三号及び第四号の委員の推薦」と改める。
全国大学教員連合会「第三号委員の選挙管理委員会及び両議院」と改める。
「推薦を求める」を「互選する」とする。その後「議院の解散から新委員の選出に至るまでの第二項第四号の委員の欠員の補充は衆議院の定めるところによる」とを加える。
第五項第六項は削除する。

神戸大学文理学部
文科教授会

第四項の次に左の一項を加え、現第五項第六項をそれぞれ第六項第七項に繰り下げる。
五、第二項第四号の委員のうち七人は全国七地域（北海道、東北、関東信越、中部、近畿、中国四国、九州）からそれぞれ一人ずつ選出すること。

中央審議会委員には地域を代表する委員の選出方法を加えられなければならない。然し他の各号の場合には地域的考慮を及ぼさなければ要当なりが、文部大臣が人選する本号の場合には地域的考慮を入れることが可能であり、これによつて中央審議会に地域別による国立大学の要求を反映させ

横濱国立大学

P 16

	第六項の次に左の一項を加える。 第七項の委員の任命については同項第一号より第四号まで通して地区的に少くとも一人の委員を選出せしめねばならぬ。	ること加ふ。 委員の数が或る地域に偏移する恐れがあるためである。	熊本県立大学
第四(委員の任期)	審議会運用の円滑適正を期するため、委員全員の任期を同一時期に満了とならぬよう改めること。(例えは、半数交替)	任期を四年位にして半数交替にしては如何。 お茶の水女子大学長 野口明	奈良女子大学
第六(委員の解任)	「必要は適格性を欠く」と云う語句は削除すべきである。 第一項を次の通り修正する。 国立大学審議会の委員が自身	単に文部大臣が「必要は適格性を欠く」と至つたと認めるというのには極めて不当な彈圧に利用される恐れがある。 削除した「その他委員として」の場合に於いて文部	東京工科大学教授 鶴岡信三 岩手大学
	の故障のため取替の執行がでさばいと認められるとき又その選挙母体より解任の要求があつた時は(その他委員として必要は適格性を欠くに至つたと認められる場合において)文部大臣は国立大学審議会の議を経てこれを解任すること加ふ。	「必要は適格性を欠く」との意味が不明瞭であるため、又削除した「文部大臣がこれを解任するに」云々とするよりも修正した字句の方が妥当であると考える。	神戸大学文理学部 文科教授会
第七(取組)	第一項中「他の委員として必要は適格性を欠くに至つたと認められる場合において」を削除し、これを「議を経てこれを解任すること」に改める。 第二項中「国立大学審議会の議を経てこれを解任すること」に改める。	第一号から第八号までの事項につき、同審議会が加すべしと決定することとなつて	神戸大学 教職員組合 東京外国語大学長 沢田節藏

P 18

P 17

	大学審議会を内閣直属の執行機関とする立場から当然変更すべきである。	第二(設置)に対する意見 参照	東京大学助教授 鶴岡信三
第九(議事)	第二項末尾「但し第七第一項第四号の場合には委員の三分の二以上の出席を必要とし議事は出席委員の三分の二以上の賛成によつて決する」を加える。 第三項としく新に「議事は公開とする」を加える。		神戸大学文学部 文科教授会
第十(委員の報酬及び)	第二項を削除する。		神戸大学 教職員組合
第十一(庶務)	庶務は内閣大学審議会自体が行うべきで文部省大学々術局の所管とするは文部省の大学行政に對する干渉を行う余地を残すことになる。		東京大学助教授 鶴岡信三
費用并償	「文部省大学々術局」と「文部大臣に直屬する国立大学審議会事務局」と改める。 独自の事務局を設けること。 審議会の事務局の所管とすること。		京都大学 教職員組合

P 22

P 21

第三章 第一節 商議会の項に対する意見

試案條項	意見	理由	提出者
全般的意見	商議会は現段階ではその必要を認めない。		埼玉大学
	法案ならは原則として不要、若し設けるとすれば全学協議会（学長、教授会、助研会及び大学院、学生、職員組合等各同数の代表で構成）に地方民の選挙した委員若干名で構成。		京都大学 職員組合
	この要綱試案中の商議会はその権限は弱めてあるが、前試案（文部省）の理事会と同様であり、地方有力者による大学行政への干渉が行はれる危険がある。大学の自治を確立する趣旨からして商議会の項は削除すべきである。		東京工大助教授 鶴岡信三
	「商議会」は「評議会」と紛らわしいから適当な名称を考へること。		全国大学教授 連合評議員会
第十三（設置）	「商議会」を「協議会」に改めること。		神戸大学文理学部 文科教授会 神戸大学 教職員組合 和歌山大学 教職員組合

p 23

第十四（設置）	商議員に評議会の議決を経ずして関係大学卒業生及び学会の代表者を加えられた少数者の意見あり。		京都大学工学部
	第一項中「議を経く」を「議に基き」と改めらる。		神戸大学文理学部 文科教授会 神戸大学 教職員組合
	第二項第一号中「議を経く」を「議に基き」と改める。		神戸大学文理学部 文科教授会 神戸大学 教職員組合
	同第二号を「大学が自ら定める方法によつて当該大学教授、助教授及び専任講師の中から選出した者」と改める。		京都大学 文科教授会 神戸大学 教職員組合
	第三項中「一」とついで文部大臣が任命すること」を「をもつて組織すること」と修正する。		京都大学
	同第三号中「当該大学教授」の次に「助教授、講師」を挿入する。		京都大学
	第二項第三号を「当該大学の学長、学部長、図書館長、附置の研究所の長」と改めてそれらに責任者をし、会議に列せしめること加望なしい。		和歌山大学

p 24

第一項第三号は第十七との関係に鑑み削除するのを可とする。 但し、理事長は商議会に出席して議案を説明し又は意見を述べること を妨げないであらう。	第一項「商議員は学識経験のある者のうちから学長が評議会の議を経て選定したものに就いて文部大臣が任命すること」と改める。 第三項は削除。	商議員の定員は大学外部の者が多きに失する。商議会の性質よりすれば、外部の意向を反映すべきは当然であるが、又面外部勢力の意向が不局に強く表はれる虞が運用上なれしめない。従つて第十四の目的制限は削除し、各大学の地方の事情に依り自由に委ね可きである。	第三項中「総数の三分の一」を「総数の二分の一」に改める。	原案は当該大学の発言権を弱くすることになる。 大学の自主的管理運営の問題と大学自治の確立の問題	京都大学理学部 奈良女子大学	との両者を、我が国社会の実情に即して調和させるため。	神戸大学 教職員組合 京都大学 福岡大学	和歌山大学	神戸大学大学院 文部科学委員会	奈良女子大学	第三項中「総数の三分の一」を「二分の一」に改める。 規定する協議員の数と同数とする。 商議会の運用の円滑適正を期するため、商議員の任期を一年とする。但し再任規定はそのまゝとする。	第十五 (商議員の任期)
--	--	---	-------------------------------------	--	---------------------------	-----------------------------------	---	--------------	----------------------------	---------------	--	-------------------------

26

25

最高四年とする。	商議会の会長と学長とすること。	東都大学 職員組合
商議会の会長と学長とすること。	各大学学長の地位が極端に云えは、事務局長的存在になつてしまふおそれがあるやうに思ふが、現在内外の情勢上、学長には、一方責任ある責任を持せしめると共に、他方広汎なる権限を認めおくことが必要で、その見地からして商議会の会長は常に学長をもつてこれにあつてゐるの加妥当と思ふ。	奈良女子大学 東京外国語大学長 沢田節雄
第十七 (商議会の 事項)	商議会の人事に関する基準の設置について勸告案案とするその運用の如何によつては人事干渉を行ふ可能性があり極めて危険である。本項は削除すべきであると考へられる。	東京天助教授 鶴岡信三 お茶の水女子大学長 野々明
本文「又は独立して」を削除	大学の自由権を侵害する恐れがある。	帯広畜産大学
当該大学の教育、研究及び運営に關する事項についてとあるを「当該大学の運営に關する事項について」と改めること。	第三十四には「学長は―――当該大学運営の責に任ずる」とあり「教育及研究」の文字はない。これと比すればこの條に教育、研究の學句を敢えて入れる必要はないものと考えられる。	茨城大学
「商議会」の次に「左の各号につきしを挿入し、」学長の諮問に依りしを「又は独立して」を削除し、」商議会の意見を聞かなければならぬこと」を「意見を聴取しなげればならぬこと」と改める。	「又は独立して」とあるは、その解釈によつては学長の諮問機関として強きに失すると思惟せられるにより、削る。また「聞かなければならぬ」とあるは「聴取し」と「聴取」の二つの解釈を生じ紛らわしきにより「聴取」とする。	宮崎大学
但し書以下を削除する。		徳島大学 学芸学部
但し書「意見を聞かなければならぬ」を「意見を求めなければならぬ」と改めること。		全国大学教授 連合評議員会

P 22

P 27

			第四号を削除する。
第十 (議事)	第四号を削除し、これを評議員会の議事事項に移すのが適当である。 第一項を削除する。	我々の社会の事情に鑑み、 削除するのが適当である。	常任委員大学 全国大学教員 連合評議員会 神戸大学文理学部 文科教授会 神戸大学 教職員組合
	第二項全文の後、「議決は出席議員の過半数の賛成による」とを加える。 第三項として新に「議事は公開して行う」とを入れる。		神戸大学文理学部 文科教授会
	第三項として「議事は原則として公開すること」とを附加する。		神戸大学 教職員組合

p 30

p 29

第三章 第二節 評議会の項に対する意見

試案條項	意見	理由	提出者
第二十一 (評議員)	大学の事情によつては、教授数に比し助教教授が多く、従つて助教の中からは評議員の適任者を得ようとする場合があり得る。評議員の選出を教授からと、限定しないことが望ましい。但し書に教授会におきては要と認められた場合には当該学部、助教授のうちから選出することを入れたらどうか。 学部から選出される評議員は学部教授会の代表者であることは明記する。 学部から選出される評議員は教授に限らぬようにする。		和歌山大学
	学部から選出される評議員は学部教授会の代表者であることは明記する。 学部から選出される評議員は教授に限らぬようにする。		埼玉大学
	第一項中第三号として「補導学生部長」を入れ、第三号を「第四号」とする。 第二項中「第三号」を「第四号」とし、「当該学部の教授のうちから」を削除する。 第三項中「図書館長」の次に「並	学生に対する補導学生面的重要性に鑑み之を加える。 教授のみではなく、助教も選出される場合を想定して條文に弾力性をもちたし運営の妨を發揮することを期待した図書館長に準ずる機関の設	宮崎大学
	にこれに準ずる機関」を挿入する。	置せられる場合を想定して「これに準ずる機関」の字句を挿入する。	東京工大助教授 鶴岡信三
	第一項第三号を「当該学部の教授助教授、講師及びその他の職員のうちから選出すること」と修正する。	評議員と準に教授中からのみ選出せず範囲を拡大して適任者を選ぶべきである。	福島大学
	第一項第三号「各学部の教授二人」を「各学部の教授三人」に改められたい。		茨城大学
	第一項第三号「各学部の教授二人」を「各学部の教授二三人」と改める。	学部の少ない大学、例えば二学部よりなる大学においでは四人となり少な過ぎると思われる。	神戸大学文理学部 大科教授会
	第二項「教授」の次に「助教授及び専任講師」を加える。 第三項「図書館長」の次に「分枝主事、学生部長」を加える。		神戸大学 教職員組合
	第一項第三号の「二人」を「二人乃至四人」とする。		

第二十三 (教授である 評議員 の任期)	第二十五 (権限)
第二項「当該学部の教授」を「当該学部教授会の構成員」にかえる。	第一項に第四号として「附置研究所長」を加える。
第三項を「当該大学の事情により評議会の議を経て附置研究所の教授及び図書館長を評議員とする」とが出来ること」と修正する。	第一項に第三号として「附置図書館長」を加え第三号を「第四号」とする。
第三項中「及び図書館長」を削除する。	第三項中「及び図書館長」を削除する。
補導部長及び所管分後主事或いは教養部長は評議員に加えるようにすべきである。参加させたか否かは各大学に任せたい。	お茶の水女子大学長 野口明
第三項中「附置研究所」を「附置研究室施設」と改める。	附置図書館は全学的な基本施設であり、附置図書館長は又全学的図書行政の責任者であり、時に「第二十五」を以て規定している評議会の「権限」中、左の事項につき、全学的にその責任を担うものである。従つて之を評議員中に加えるべきは、附置図書館行政の全学的遂行を期するに必要ない。
評議會運用の円滑適正を期するため、評議員の任期を一年とする。但し再任規定はそのまゝとする。	一 第二十七号第二号——全学的図書費予算に關係
本文中「教授である」を「前條第一項第三号の」と改める。	二 第二十七号第四号——全学的図書費の定員に關係
任期を「二年」に改める。	三 第二十五号第三号——全学的図書管理並に行政
原案中、評議會と教授会との権能を比較すると、総合大学と単科大学とを問わす、万事教授会が、最後の決定権を持つてゐるように見えるが、総合大学では、いろいろの問題、特に人事については評議會が最後の権能を維持して置くように仕組まへべきである。	東京大学 理論物理学研究所
評議會は決定機関でなく各学部教授会の連絡機関とすべきである。	京都大学 附置図書館
	徳島大学 学芸学部
	奈良女子大学
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理教授会
	神戸大学 文理

第一項第一号と第十七の第一号一 第五号との関係は互に及ぶもの 評議会がこれら事項について決 定権を持つ以上は、これらの事項 について、学長は評議会に附議す るに先立ち、必ず予め商議会に附 議すべきことを規定し、且つこれ 等の事項の発議権は学長のみにあ つて、評議会は自ら発議する権利 はないと定めておかなければ、第二十 五と第二十七とを合理的に關係づけ ることは出来ない。		京都大学 法学部
二学部以上に及ぶ事由による学部 長及び教員の意向に及する罷免、転 任等は当該学部教授会の意見を聞 いて評議会が決定するものとする こと。		全国大学教授 連合評議員会
第十七第四号を評議会の審議事項 に加えること。	第十七号照	奈良女子大学
第一項に「人事に関する基準の設 定に関する事項」を附加する。	第十七号照	神戸大学 教職員組合 神戸大学文理学部 文部教授会
新に第二号として「当該大学の人 事に関する基準の設定に関する事 項（第十七第四号）」を加え、以 下順次繰り下げる。	第二号挿入は、学内人事の 公平を期したため、第三 号「休職」挿入は第十七号照 第七号挿入は、大学 の方針を決定するに必要 な材料と見られるから。	京大大学 文学部
第一項に第八号として「予算の配 分に関する事項」を挿入する。		京都大学 文学部

第二十六
(議事及
運営)

全文を次の如く改める。
一、評議会の会議は議長が招集す
る。
二、評議員の三分の一以上の要求
があるときは議長は評議会を開
かなければならぬ。
三、評議会の議事は委員の過半数

	如出席しなれば用くことが出来ない。議事は出席議員の過半数を以て決する。賛否同数のときは議長如之を決する。但し人事に関する場合は委員の三分の二以上の出席を必要とし出席委員の三分の二以上の賛成によつて議事を決する。 4. 議事は公開とする。 5. 前諸項に定めるものの外評議会が議事及び運営の細目について評議会が定める。	人事に関する決意（第二十五條一項第二号）については三分の二による議決とすること。
		神戸大学 敬和貴組合

P. 38

P. 37

VI-459

第三章 第三節 教授会の項に対する意見

氏名	意	理	由	提出者
第28項 (組)	教授会は学部長と教授、助教授及び専任講師をもつて構成するようにする。			埼玉大学
第1項	助教授、専任講師を含むものとする。			京都大学 職員組合
第2項	第1項を教授、助教授、専任講師及び其の他の職員をもつて組織するよう修正する。			東京大学 鶴岡信三
第1項	「全教授」を「すべての教授、助教授、専任講師」と改める。			神戸大学 文科教授会
第2項	「全教授」を「全教授及び助教授」とすること。			神戸大学 職員組合
第1項	「専任講師」の次に「その他の教員」を挿入する。			京都大学

P 09

第29項 (第2項)	第1項中「学部の全教授」の次に「及び各学科より選出せられたる教授」を挿入し、第2項中「学部長と教授」の次に「及び各学科より選出せられたる助教授」を挿入し、第3項中「専任講師」の次に「その他の教員」を挿入し、第4項中「専任講師」の次に「その他の教員」を挿入する。	予算は学部長連名の重要条件であるから是非追加すべきである。	茨城大学
第1項	第1項中「教員の採用及び昇任に関する事項」を「教員の採用及び昇任その他異動に関する事項」に改める。		徳島大学
第2項	学部長と専任講師、学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項並に学部長以上に属する事由による学生の懲戒に関する事項も同一とすること。		金沢大学 連合評議員会
第2項	第2項中「専任講師」の次に「休職を挿入する。		宮崎大学

P 40

第三十一 (代議員会)	同一学部が分散している場合は各 地域毎の教授会の自主性を認める べきで代議員制は不可。		東京工大助教授 鶴岡信三
第三十一 (議事及 運営)	削除する。		京都大学 取組組合
	第八号の学生団体、学生活動及学 生生活に関する事項は、各学部共 通事項なる故評議会の審議事項と しては如何。		経済同友会 正田英三郎
	この項の中に事務職員、技術職員 の意に及ぶる免取職任及び降任に 関する事項を審議することに加え るべきである。		東京工大助教授 鶴岡信三
	第一号中「学部長候補者」の「候 補者」を削る。		京都大学 取組組合
	第四号として新に「当該学部の予 算の運営に関する事項」を挿入す る。	第三十五参照	

p42

p41

試案條項

P. 44

p 43

ぬこととなり、法の構成に於いて 矛盾あり、序長、取費の遂行上不 都合を生じる虞があるので、第一 号中方針に「従いし」とあるのを方 針に「基きし」と改め、大学管理に關 する序長取費を、最高責任者たる 実体に即して明確にすること。	第一号中「方針に従いし」とあるの を「方針に基きし」と改め、第五号 中「議を経まし」とあるのを「議に 基きし」と改める。	序長は当該大学の教育、研究及び 行政に関する事項をつかさどり、当 該大学運営の責に任ずる者である 趣旨を明瞭にするように規定する こと。	序長候補者の決定は序内公選によ る。	第五号中「議を経まし」を「議に基 いまし」と改める。
神戸大学文理学部 文科教授会	全国大学教授 連合評議員会	埼玉大学	神戸大学 教職員組合	

P 45

P 46

第三章 第五節 雜則の項に對する意見

試案條項	意見	理由	提言者
第三十五 各学部に通ずる一般教育を担当する機関は本学においてこれに学部と看做すること。		新制名古屋大学には官制上教養学部は置かれていないが、事実上は教養課程を専門に担当する教養部が学長直屬の機関として存在し、これには他の学部より多人数の学生が所属し且つ他学部と類似の組織を有している。然るに試案において本学教養部の如き官制上明示されていない機関は、現存せられ直接大学管理について発言の機会がないこととなる。これは新制大学の眞の發達、有前途切實運営上多大の支障となる。従つて試案中に、上記を追加されるべき切に要望する。	名古屋大学 瑞穂分校
第三十六 (学生代表との協議)	本学が大学の管理法であるとして、学生との意思の疎通乃至学生生活の向上の問題は寧ろ教育指導の問題であるから本法には入れない		松本大学 大学長野田明

P 47

	方が要であると思ふ。 学長の部長の当然の権限であるから特に規定の要なし。 削除す。		
	本項については、各大学において適当に処理すればいいので、特に法案中に、これを入れる必要はないと思ふが、学生活動の取締り乃至指導の問題は、時局新益々重大となつてゐるので、こればかり、教育基本法の改正の儀もあると承知してゐるが、基本法の改正は、内外各般の關係上、簡単に実現し兼ねる懸念もないと云ふ場合は、若し同法の改正困難なる場合には、これから制定せしめしめてゐる管理法のどこかに基本法の改正に付て実現を計らんとしてゐる事項を、管理法案に織り込むことも、同問題処理の一方方法ではないかと考へてゐるので、情勢如何によつては、教育刷新審議會で、この問題を採り上げる予定だが、管理		経済同友会 正田英三郎 神戸大学 教職員組合 東京外国語大学 沢田節雄

P 48

法政學部協議会でも、この英光令に考慮を願いたいと思う。	学生代表との協議会を必ず設置するよう規定すること。又学生代表の選出方法は学生に任せ、必要であり、実施に関する細目は所長の協議にすること。	学生団体代表者との協議を義務とし、野手、時研生の代表者とも協議すべきものとする。	全文を削り「分枝教授会」の規定を設ける。 一、分枝には分枝教授会をおくことと加へる。 二、分枝教授会の組織、事務及び運営に用いる教授会に関する規定を準用する。 三、分枝教授会は左に掲げる事項を協議し、その分枝の方針を決定する。 一、分枝主事候補者の選定 二、当該分枝における教育及び研究に関する施設、設置及び廃止に関する事項	東京工大新教授 職員組合	京都大学 職員組合	神戸大学文理学部 文科教授会	P 49
三、学科目の種類及び編成に関する事項 四、所属学生の試験に関する事項 五、所属学生の懲戒に関する事項 六、学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項 七、その他当該分枝の教育研究及び運営に関する事項	第二項を削除し、第三項を第二項とし、同項中「前二項の規定に準じしを」前項に準じしと改める。	第二項を削除し、第三項を第二項とし、同項中「部長は」の次に「評議会の議に基づき」を挿入、「前二項」を「前項」に改める。	第三十七を第三十八とし、第三十七として新に左の條項を加える。 当該大学の教授会に属しない教職員及び学生は、それらの代表を通じて教授会及び評議会にその希望と意見を申出ること加へる。	宮崎大学	京都府立大学	神戸大学文理学部 文科教授会	P 50